

次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法に基づく仕事と家庭の両立支援のための

## 社会福祉法人雄勝なごみ会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備と、より一層女性の活躍を推進できるよう『次世代育成支援対策推進法』『女性活躍推進法』の趣旨に賛同し、次のとおり『一般事業主行動計画』を策定する。

I. 計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日（5年間）

### II. 計画内容

#### 目標1

子供が保護者である労働者の働いているところを実際に見ることが出来る「子供参観日」を実施する。

<実施時期・取組内容>

- ① 令和6年7月～ 就学児童を持つ労働者に夏季休暇等活用し実施する。
- ② 令和6年8月～ 実施後、参加児童・保護者へアンケートを実施し、次年度につなげる。以降毎年実施する。

#### 目標2

管理職に占める女性労働者の割合を45%以上にする。

<実施時期・取組内容>

令和6年4月～ 個人面談を実施し、意欲と能力を備えた女性を積極的に管理職に登用する。

#### 目標3

子の看護休暇について育児・介護休業法に定められた取得できる日数に、更に5日間上乗せする。

<実施時期・取組内容>

- ① 令和6年4月～ 職員の子育て支援の便宜の提供及び労働環境の改善を図るため、「育児・介護休業等に関する規程」を一部改正する。
- ② 令和6年4月～ 職員に周知する。

#### 目標4

すべての労働者を対象に、各自の役割に必要な専門性やマネジメント能力付与のための研修会等を企画し、その中から年2回以上実施する。

<実施時期・取組内容>

- ① 令和6年4月～ 新任者研修会1（4月）
  - ② 令和6年10月～ 新任者研修会2（新任者と中途採用者）
  - ③ 令和6年4月～ 管理職研修 労務管理 経営管理
  - ④ 令和7年2月～ 法人業務報告会 実践発表
- ① ② ④ については、以降毎年実施する。